



発行
東京都

目次

75の3

訓令

○東京都中央卸売市場処務規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）…

訓令

●東京都訓令第七十号

総務局
財務局
産業労働局
中央卸売市場

東京都中央卸売市場処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十日

東京都知事 小池百合子

第四条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、「中央卸売市場に」の下に「次長、理事及び」を加える。

第五条第一項中「市場長」の下に「次長及び理事」を加える。

第六条中第五項を第七項とし、第二項から第四項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 次長は、市場長を補佐し、中央卸売市場の事務を整理する。

3 理事は、市場長を補佐する。

附則

この訓令は、平成二十八年九月二十一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001